

児童扶養手当制度のおしらせ

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。ただし、世帯の状況等によっては支給されない場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が奇数月に(それぞれの前月分まで)支給されます

※前年(1月～10月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくは下記へお問い合わせください。

◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

【児童扶養手当の現況届を提出してください】

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、11月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

対象＝7月末現在で手当を受けている人・全部停止の人
※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

期間＝8月1日(月)～31日(水)(土・日曜、祝日を除く)

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

【児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の申請について】(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業者や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人にはすでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますので注意してください。

◆共通

届出先・詳細・問合せ＝子育て支援課(内線522)

特別児童扶養手当制度のおしらせ

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気(おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など)の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当の額＝1級:52,400円 2級:34,900円

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・11月に(それぞれの前月分まで。11月は当月分まで。)支給されます

※前年(1月～7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくは下記へお問い合わせください。

◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

【特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください】

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届をしてください。

対象＝7月末現在、手当を受けている人

期間＝8月12日(金)～9月9日(金)(土・日曜、祝日を除く)

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

届出先・詳細・問合せ＝子育て支援課(内線522)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯に対して給付金の支給に必要な確認書を送付しましたので、ご確認ください。なお、既に本給付金を受け取られた世帯に対しては支給されませんのでご注意ください。

令和4年1月以降の家計急変世帯の人は別途申請が必要になります。

問合せ＝生活支援課(内線536・537)